**厚真町復旧・復興建設工事共同企業体運用基準**

　（趣旨）

第１条　平成30年北海道胆振東部地震により大きな被害を受けた本町において、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、町内の地元建設業者が、町外の建設業者と共同し、その施工力を強化するために結成される共同企業体（以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（対象工事）

第2条　復旧・復興建設工事共同企業体により施工を行わせることができる工事は、予定価格が3千万円以上次の各号に掲げる規模の工事（土木一式工事に限る）であって、施工の効率性を阻害しないと認められるものに限るものとする。

（１）土木工事　３千万円以上２億円未満

（２）前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるものを対象とすることができる。

　（参加資格）

第3条　当該入札に参加できる共同企業体は、原則として、当該共同企業体の構成員が認定された等級のうち最上位の等級に対応する契約予定金額以上の規模の工事とするものとする。

　（構成員数）

第　4条　復旧・復興建設共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

　（構成員の資格要件）

第5条　復旧・復興建設工事共同企業体の全ての構成員は、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

（１）構成員については、厚真町の競争入札参加資格を有していること。

（２）同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組み合わせであること。ただし、下位の等級業者等に十分な施工能力があると判断される場合には、直近2等級までに認定された有資格業者の組み合わせを認めることも差し支えないものとする。なお、これらの組み合わせの要件に適合している有資格業者の組み合わせが、以後において当該組み合わせの要件に適合しなくなった場合にも、継続的な協業関係を維持しているときに限り、当該組み合わせの要件に適合しているものとみなすものとする。

（３）全ての構成員が当該工事と同種の工事について元請としての施工実績を有すること。ただし、元請としての施工実績がない構成員で当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。

（４）発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工ができると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が３年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

（５）構成員の何れかが発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。他の構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

　（構成員の組み合わせ）

第6条　復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の組み合わせは、次に掲げる要件を満たすものとする。

　（１）構成員のうち代表者については、町内に本店・本社により登録されている者とし、経営審査事項の総合表定値（Ｐ）900点以上の者とする。

（結成方法）

第 7条　復旧・復興建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成を原則とする。

　（出資比率）

第 8条　各構成員の出資比率の限度は、次の各号に掲げるものとする。

（１）２社の場合　３０パーセント以上。

（２）３社の場合　２０パーセント以上

　（登録）

第 9条　復旧・復興建設工事共同企業体の構成員は、他の復旧・復興建設工事共同企業体の構成員になることができる。ただし、1社が構成員になることができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は３つまでとする。

　また、同一企業が単体若しくは、復旧・復興建設工事共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認められない。

２　復旧・復興建設工事共同企業体の競争入札参加資格審査申請書の提出時期は、随時とし、その有効期限は各年度末までとする。

（協定書）

第 10条　復旧・復興建設工事共同企業体を結成しようとする者は、復旧・復興建設工事共同企業体協定書（様式第2号）により協定を結ばなければならない。

　（入札参加の手続き及び解散）

第 11条　復旧・復興建設工事共同企業体をとして入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

　（１）復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加登録申請書（様式第1号）

　（２）復旧・復興建設工事共同企業体協定書（様式第２号）

　（３）その他町長が必要と認める書類

２　復旧・復興建設工事共同企業体を解散した場合は、解散届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。ただし、受注を受けている工事がある場合は、当該工事の請負契約の履行後、3月を経過するまでの間は、解散できないものとする。

　（下請契約の締結の可否）

第 12条　復旧・復興建設工事共同企業体が工事を施行する場合においては、構成員のうち1社以上が建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合に限り、建設業法第16条に規定する金額以上となる下請契約を締結できるものとする。

　（復旧・復興建設工事共同企業体との契約）

第　13条　復旧・復興建設工事共同企業体は、工事の請負契約の締結時に、復旧・復興建設工事共同企業体協定書（写し）及び共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第3号）を発注者に提出しなければならない。

　（その他）

第 14条この基準の運用に関し必要な事項は、厚真町工事施工業者選考委員会が定めるものとする。

附　則

２　この運用基準は、平成３１年１月１５日から施行する。